

相続配偶者手厚く

16年にも民法改正

上川陽子法相は24日の法制審議会(法相の諮問機関)総会で、配偶者の遺産相続を手厚くする民法見直しを諮問した。遺産分割が終わるまで自宅に住めるようにする措置を検討。夫婦が協力してつくった財産については、配偶者の取り分を増やす相続分を3分の1から2に改めた。民法改正は、1980年に遺言がない場合の法定だ。(関連記事4面)配偶者の相続に関する民法改正は、1980年に遺言がない場合の法定だ。(関連記事4面)

▼民法 1896年(明治29年)に制定された日本の法体系の中心に位置する法律。「総則」、所有権など人との物のルールを示す「物権」、契約など人と人のルールを定める「債権」、婚姻や親子関係を定める「親族」、「相続権や遺言にかかるわるい相続」の計5編からなる。今国会では債権分野の初の抜本改正が予定されている。

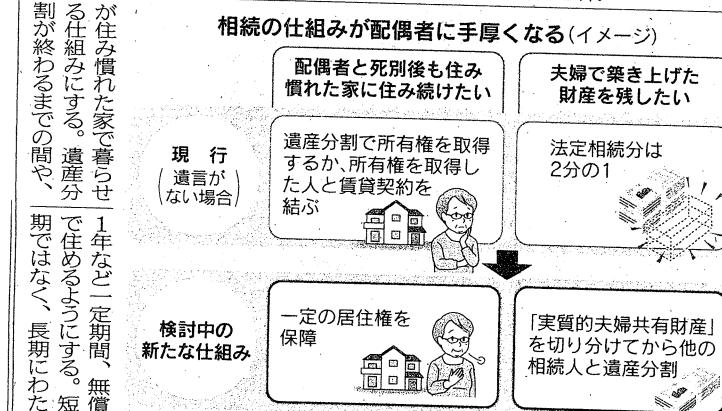
- 死別後も自宅に居住
- 共有財産を優先配分

分の1に引き上げて以降だ。高齢化が進み、遺産相続を巡るトラブルが増えるとみられることがから、相続分野の民法改正が必要と判断した。

ポイントの一つは、住み慣れた家にいられる居住権の保障だ。自宅に住み続けるためには所有権を取得するか、所有権を取得した人と賃貸契約を結ばなければならない。

トラブルが生じ、お年寄りの配偶者が自宅からの退去を迫られるケースがあるという。

だれが自宅を相続したかにかかわらず、配偶者



る居住権を保障すべきだ
相続分のものを増やす
す検討も進める。
夫婦が協力してつくった財産については「実質的夫婦共有財産」として切り分けてから、残りの遺産を他の相続人と分割する考え方方が有力。離婚の際の財産分与と同じイメージだ。共有財産以外の取り分けは通常の法定相続分より減らす。

高齢になってから結婚しても、財産の維持・形成に貢献していないとみられて、いまの法定相続分は同じだ。婚姻の実態に応じた遺産分割を想定しておらず不公平との指摘があった。

介護の貢献を相続に反映することも課題にな

る 対象は配偶者だけではない。たとえば、子もが複数いた場合、遺産形成などに特別の寄り分をした子どもの寄り分を認め、相続分に反映される。いまの民法でも、それがなくても、介護を懸念した場合は、相続分が加算される。ただ、介護は反されにくい。

司法統計によると、年に全国の家庭裁判所で調停が成立するなどして

たで13 映さくをせんじをめぐらす
財産分割の問題などがあげられるが、争いにならないよう、遺産分割の問題などをめぐらすことは、必ずしも争いにならぬことである。

割合事件は約1万2千件で、10年で約3千件増加した。高齢化で相続がかかる傾向がある。

財産は、「5千万円から7割。配偶者や遺産分割に関わる者の数は、「5人以下の割超だ。介護問題が絡んで感情的なこともあり、がちだ。」

は結婚していない男女の婚外子の遺産相続分は半分とする民法の規定を違憲と判断。これを受けて同年12月、規定を削除する改正法が成立した。この議論を通じて、国民党内には「法律婚を保護すべきだ」という意見が強まった。家族制度を重視する立場から、相続に関する民法改正の検討を後押ししている。